

「 民事訴訟法 」

〈45分〉

(注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。)

以下の設問に答えなさい。

- (1) 被相続人A(以下「亡A」という。)の相続人Xが、共同相続人であるYを被告として、Y名義の不動産が亡Aの遺産に属することの確認を求める訴えを提起した。この訴えに確認の利益が認められるか論じなさい。
- (2) Yには認知症の症状があったところ、Yが甥であるZにYが所有する自宅不動産を遺贈する旨の遺言(以下「本件遺言」という。)を作成した。その後、家庭裁判所は、Yは心神喪失の状況にあり、その病状に改善の見込みがないと認め、Yに成年後見開始の審判をし、Zを成年後見人に選任した。Yの子であるXが、生存中のY及び受遺者Zを共同被告として、本件遺言について遺言無効確認の訴えを提起した。この訴えに確認の利益が認められるか論じなさい。

出題趣旨

確認の利益に関する理解を問う問題である。小問(1)は遺産確認の訴え、小問(2)は遺言者生存中に提起された遺言無効確認の訴えを題材としている。小問(1)は最高裁昭和 61 年 3 月 13 日判決民集 40 巻 2 号 389 頁（民事訴訟法判例百選第 5 版 24 事件）、小問(2)は最高裁平成 11 年 6 月 11 日判決判例時報 1685 号 36 頁（同百選第 5 版 26 事件）を題材にした問題であり、上記各判例は、既修者認定を希望する者であれば当然理解しているべき判例である。

確認の訴えは、確認対象が無限定であり、かつ、判決には既判力が認められるのみで執行力が認められないため、訴えの利益（確認の利益）によってそれが許容される場合を限定する必要があるとされる。そして、確認の利益は、①対象選択の適否、②方法選択の適否、③即時確定の利益の観点から、その有無が判断される。

ここで、対象選択の適否とは、確認対象として選んだ訴訟物が原告・被告間の紛争の解決にとって有効適切かという問題である。原則として、自己の現在の権利または法律関係に関する積極的な確認を求める場合には対象選択として適切であるといえるが、これに限定されるわけではない。つぎに、方法選択の適否とは、他の法的手段ではなく確認の訴えを選択したことが適切であることをいう。さらに、即時確定の利益とは、原告の法的地位に危険や不安定が現存し、これを解消するために、当該請求につき確認判決を得ることが必要かつ適切であることをいう。

小問(1)については、まず対象選択の適否が問題となる。遺産確認が過去の法律関係の確認を求めるものか問題となるためである。この点、判例は「換言すれば、当該財産が現に共同相続人による遺産分割前の共有関係にあることの確認を求める訴えであって」と述べ、現在の法律関係の問題としてとらえており、対象選択の適切性は認められる。また、Xとしては、当該不動産について共有持分権の確認を求めることも可能であることから方法選択の適否が問題となるが、遺産分割の審判には既判力が認められないことを考慮すると、遺産確認の訴えにより遺産帰属性が確定され紛争の解決に資するため方法選択として適切といえる。さらに、共同相続人間に遺産帰属性が問題となっている以上、即時確定の利益も認められる。

したがって、小問(1)の遺産確認の訴えには確認の利益が認められる。

小問(2)については、まず方法選択の適切性は認められる。遺言の有効性を既判力の認められる判決で確定させることで遺産分割の前提問題を明確にすることができるためである。次に、対象選択の適否について、判例は「遺言は遺言者の死亡により初めてその効力が生ずるものであり（民法 985 条 1 項）、遺言者はいつでも既にした遺言を取り消すことができ（同法 1022 条）、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときには遺贈の効力は生じない（同法 994 条 1 項）のであるから、遺言者の生存中は遺贈を定めた遺言によって何らの法律関係も発生しないのであって、受遺者とされた者は、何らかの権利を取得するものではなく、単に将来遺言が効力を生じた

ときは遺贈の目的物である権利を取得することができる事実上の期待を有する地位にあるに過ぎない」と述べ、対象選択の適切性を否定している。最後に、また、即時確定の利益についてであるが、遺言の効力発生時が遺言者の死亡時点であり、遺言が取り消しうるものであることから、推定相続人が遺言者の財産を相続するか否かは、遺言者生存中は不明確であると考えれば即時確定の利益は否定することになるであろう。他方、遺言者による遺言の取消し・変更の余地はなく既に推定相続人の地位には不安定が生じていると考えれば即時確定の利益を肯定することになると考える。ちなみに、最高裁平成 11 年 6 月 11 日判決の原審判決（大阪高裁平成 7 年 3 月 17 日）は確認の利益を肯定している。